

令和4年1月現在

サービス管理責任者等に関するQ&A

共通

Q：平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）及び改正前の告示に定めるサービス管理責任者等研修を修了している場合、サービス管理責任者等として配置できるのか。

A：実務経験を満たしている場合には、経過措置により、令和5年度までは、サービス管理責任者等として配置することができます。ただし、その場合であっても令和5年度までに更新研修を修了していただく必要があります。

Q：改正前の告示に定めるサービス管理責任者等研修において、「就労」分野を修了した場合、生活介護や共同生活援助等のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置できるのか。

A：配置することができます。ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は実務経験要件が異なるため、児童発達支援管理責任者として配置するためには、児童発達支援管理責任者として求められる実務経験要件を満たす必要があります。

Q：平成30年度までに、改正前の告示に定めるサービス管理責任者等研修を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していない場合、どうなるのか。

A：令和元年度以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講すれば、サービス管理責任者等基礎研修を修了したこととなります。

Q：平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のみ受講している場合、どの研修を受講すればよいのか。

A：サービス管理責任者等基礎研修から受講していただくことになります。

Q：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を再度受講しなければならないのか。

A：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了していれば、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講しているものとみなされます。

基礎研修

Q：サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者はサービス管理責任者等として配置できるのか。

A：2年以上の直接支援又は相談支援の業務に従事した後、サービス管理責任者等実践研修を修了することで、サービス管理責任者等として配置できます。

ただし、既にサービス管理責任者等が配置されている場合には2人目以降のサービス管理責任者等として配置することが可能であり、この場合は個別支援計画の原案の作成が可能となります。

なお、実務経験要件を満たしている者が、令和3年度までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合、経過措置として、両研修修了時から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者等として配置することができます。

実践研修

Q：サービス管理責任者等実践研修はいつから受講できるのか。

A：基礎研修修了後、実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上の実務経験がある場合に受講できます。

Q：サービス管理責任者等基礎研修を修了したが、実務経験の要件を満たさず、5年経過した場合には、再度、基礎研修からの受講となるのか。

A：実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上実務経験がある場合に受講することができることから、再度、基礎研修から受講する必要はありません。

更新研修

Q：更新研修を修了できなかった場合、基礎研修からの受講になるのか。

A：更新研修を修了できなかった場合には、実践研修から受講していただくことになります。

※内容が一部変更になる場合があります。